

重 要

任意後見監督人選任の審判を申し立てる方へ

- 1 申立てをした後は，家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。
- 2 任意後見監督人に対しては，家庭裁判所の報酬付与の審判に基づき，本人の財産の中からその報酬を支払う必要が生じます。
- 3 家庭裁判所が，本人の精神状況に関する鑑定を必要と判断した場合には，申立人には，鑑定費用として相当額を予納していただくとともに，鑑定のための本人の通院等に協力していただくことになります。
- 4 任意後見人の仕事は，本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか，本人が亡くなるまで続きます。

水戸家庭裁判所